

国語分科会における審議状況と今後の課題

1. これまでの審議状況

- 国語分野：国語課題小委員会について
平成 30 年度に引き続き、「「公用文作成の要領」の見直しについて」及び「「常用漢字表」について」審議を行った。
- 日本語教育分野：日本語教育小委員会について
平成 30 年度に引き続き、日本語教育能力の判定について審議を行った。小委員会の下に「日本語教育能力の判定に関するワーキンググループ」を設置し検討を行った後、国民に対する意見募集を経て、令和 2 年 3 月 10 日の国語分科会（持ち回り審議）にて「日本語教師の資格の在り方について（報告）」を取りまとめた。＜国語分科会参考資料を参照＞
また、小委員会の下に「日本語教育の標準に関するワーキンググループ」を設置し、「日本語教育の標準（一次報告案）」について審議を行った。

2. 今後の課題

- 国語分野：国語課題小委員会について
引き続き、「「公用文作成の要領」の見直しについて」及び「「常用漢字表」について」の審議を行う予定。
- 日本語教育分野：日本語教育小委員会について
引き続き、「日本語教育の標準（一次報告案）」について審議を行うとともに、新たに「日本語能力の判定基準について」及び「標準的なカリキュラム案の改定」に向けた検討を開始する予定。

著作権分科会における審議状況と今後の主な課題

1. 今期の審議状況

- 令和元年7月に「法制・基本問題小委員会」、「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」及び「国際小委員会」を設置し、各小委員会において審議を行った。
- 法制・基本問題小委員会において審議を行った「写り込みに係る権利制限規定の拡充」については、令和2年2月、著作権分科会としての報告書を取りまとめ、所要の制度整備等を行うべき旨を提言した。
- 各小委員会における審議状況は次のとおりである。

(1) 「法制・基本問題小委員会」における審議状況について

①写り込みに係る権利制限規定の拡充、②研究目的に係る権利制限規定の創設、③独占的ライセンシーに対する差止請求権の付与及び独占的ライセンスの対抗制度、④インターネット情報検索サービスにおける侵害コンテンツの表示抑制について、検討を行った。

①写り込みに係る権利制限規定の拡充

平成24年の著作権法改正によって創設された写り込みに係る権利制限規定(第30条の2:付随対象著作物の利用)について、従来からの指摘やその後の社会実態の変化等に対応して、適法となる利用範囲の明確化・拡充について検討を行い、令和2年1月24日付で「写り込みに係る権利制限規定の拡充に関する報告書」をとりまとめた(その後、修正なく、著作権分科会の報告書としてとりまとめられた)。

②研究目的に係る権利制限規定の創設

「知的財産推進計画2019」(令和元年6月21日知的財産戦略本部決定)において「研究目的の権利制限規定の創設(中略)について、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期,中期)」とされたことを受け、これまでの検討・法改正等の経緯や現行法上の取扱いを確認しつつ、新たな権利制限規定の創設について検討を行った。

その結果、今年度は、基礎的な調査研究を実施し、来年度以降、権利制限規定の制度設計等について検討を行うことが確認され、令和2年1月より、文化庁委託事業として「研究目的に係る著作物の利用に関する調査研究」が実施されている。また、検討に当たっての視点について自由討議を行い、具体的な制度設計等の検討を進める際には、①契約等による対応可能性、②対象とする「研究」の範囲(研究の主体や研究分野、営利・非営利の違い等)、③研究と著作物利用との関連性(著作物利用の必要性の強弱)、④対象とする著

作物の種類（書籍，論文，新聞，ウェブ情報等），⑤情報源の適法性（違法にアップロード・複製等がされた著作物を対象にするか），⑥著作物の利用形態（利用の形態・分量，他者への提供の有無等），⑦権利者の利益保護への配慮（補償金の要否等），⑧規定の明確性・柔軟性のバランス，⑨その他関連する課題（国立国会図書館から図書館等に送信された絶版等資料へのアクセスの容易化（法第31条第2項・第3項の適用場面の拡大）等）の9項目に留意すべきことが整理された。

③独占的ライセンシーに対する差止請求権の付与及び独占的ライセンスの対抗制度について

本年度は，昨年度に引き続き「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム」を設置し，昨年度のワーキングチームにおいて継続検討課題となっていた独占性の対抗制度及び独占的ライセンシーに差止請求権を付与する制度の導入について検討を行った。その結果，前提となる用語・概念，検討対象場面，関係者が実現を期待している状況等が整理されたところであり，その詳細については「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム審議経過報告書」（令和2年1月20日）として取りまとめられ，小委員会に報告された。

④インターネット情報検索サービスにおける侵害コンテンツの表示抑制について

関係団体から，インターネット情報検索サービスにおける侵害コンテンツの表示抑制に関する当事者間の取組の進捗状況等についてヒアリングを行った。その結果，関係団体により定期的・継続的に協議を行う場が設置・開催されたこと，海賊版サイトのトップページやカテゴリページを効果的・効率的に検索結果から削除する仕組みの構築を含め，侵害コンテンツの検索結果からの削除・表示抑制が円滑に進められていること，一方で個人のブログやSNSなどを通じた侵害コンテンツへのアクセスについての対策が新たに課題となっていること等が明らかとなった。これを受け，小委員会としては，現在の枠組みを有効に活用しつつ，当事者間において更なる取組を進めるよう求めるとともに，その状況を適宜フォローアップしながら，必要に応じて改めて検討を行うこととした。

（2）「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」における審議状況について

①クリエイターへの適切な対価還元について

「知的財産推進計画2019」において，今年度は「関係省庁で検討を進め，結論を得て，必要な措置を講じる」とされたことを受け，内閣府，文化庁，経済産業省及び総務省において，現状の認識，補償が必要な私的録音録画の範囲の考え方，コピーコントロール技術との関係に関して，具体的な事実関係等の整理を含め，対価還元の在り方について議論が行われており，意見の隔たりの大きい当事者間での検討を再開する前に，関係府省庁間による議論の整理を確認することが適切であることから，当該整理が整い次第，報告を受け，意見交換を行うこととなった。

②放送コンテンツの同時配信等に関する権利処理の円滑化について

規制改革推進に関する第5次答申を受けた「知的財産推進計画2019」において、「関係者の意向を踏まえつつ、運用面の改善を着実に進めるとともに、制度の在り方について年度内早期に関係省庁で具体的な検討作業を開始し、必要に応じた見直しを本年度中に行う」とされていたところ、令和元年11月に総務省における課題の整理が取りまとめられたことを受け、小委員会で検討を行った。

その結果、「放送コンテンツのインターネット上での同時配信等に係る権利処理の円滑化(著作隣接権に関する制度の在り方を含む)」に関する基本的な考え方(審議経過報告)として、①検討の射程・優先順位、②対象とするサービスの範囲、③権利処理の円滑化のための手法、④権利者の利益保護への配慮の4項目について考え方が整理されるとともに、これに沿って、関係者の意向を十分に踏まえつつ、より具体的な検討を早急に進める必要があるとされ、来年度は、これを踏まえ、更に議論を深めることとした。

(3)「国際小委員会」における審議状況について

①著作権保護に向けた国際的な対応の在り方

世界知的所有権機関(WIPO)の著作権等常設委員会(SCCR)では放送条約等に関する議論が進められているところ、SCCRへの対応の在り方について集中的かつ機動的に検討を行うための「放送条約の検討に関するワーキングチーム」を設置し、我が国の取り得る立場を検討する上で議論が必要な論点の整理を行うとともに、今後の進め方についての方針を定めた。

また、SCCRの議題となっているデジタル環境における著作権の分析に関して、デジタル環境に対応するために欧米で行われた近年の著作権法改正について有識者からヒアリングのうえ、議論を行ったところ、これらの法改正が我が国を含めた他国に及ぼす影響や実務面での今後の動向を注視すべきとの意見や、WIPOにおいて実施されるデジタル環境における著作権に関する調査について意見が出された。

②国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方

文化庁による海外における著作権保護の取組として、地域の著作権制度の整備を目的とするWIPOへの拠出金による「アジア太平洋地域著作権制度普及促進事業」、権利執行の強化を目的とする二国間協力事業及びトレーニングセミナーの開催、調査研究事業、普及啓発を目的とするアジアにおける普及啓発イベントの実施や教材の開発協力事業の実施状況について報告が行われた。また、有識者から、日本におけるインターネット上の海賊版サイトの定量化の分析に係る調査研究結果について発表が行われた。

(参考)

審議状況の詳細については、文化審議会著作権分科会（第55回）（令和2年2月10日開催）における報告内容を参照。

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/55/index.html>

2. 今後の課題

- 研究目的に係る権利制限規定の創設や、クリエイターへの適切な対価還元、放送コンテンツの同時配信等に関する権利処理の円滑化など、今年度の検討の結果、引き続き検討が必要とされた課題を中心に、著作権制度に関する諸課題について、今後も検討を行う予定。

文化財分科会における審議状況と今後の主な課題

1. これまでの審議状況

○第19期文化審議会文化財分科会における答申状況

第19期文化審議会文化財分科会（平成31年4月～）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第153条の規定による審議会の権限に属する事項として、国宝・重要文化財の指定等、登録文化財の登録等、地域計画・文化財保存活用計画の認定等、及び現状変更の許可等について調査審議を行い、下表のとおり2,522件の答申を得た。

指定・選定等	177件
国宝・重要文化財（建造物）の指定等 <small>きゅうかいちがつこうしや</small> ・旧開智学校校舎等	18件
国宝・重要文化財（美術工芸品）の指定等 <small>もくぞうあみだによらいざぞう いんがくさく</small> ・木造阿弥陀如来座像〈院覚作〉等	50件
重要無形文化財の指定及び保持者の認定 <small>かぶき おんがくたけもと たけもとあおいだ ゆう</small> ・歌舞伎音楽竹本 竹本葵 太夫 等	8件
重要有形民俗文化財の指定 <small>ぎょうだ たび せいぞうようぐ およ かんけいし りょう</small> ・行田の足袋製造用具及び関係資料等	3件
重要無形民俗文化財の指定等 <small>おうみこ なん おど</small> ・近江湖南のサンヤレ踊り 等	6件
特別史跡名勝天然記念物・史跡名勝天然記念物の指定等 <small>さきたまこ ふんぐん</small> ・埼玉古墳群 等	88件
重要文化的景観の選定 <small>な き じんそんいまだまり や しきりん しゅうらくけいかん</small> ・今帰仁村今泊のフクギ屋敷林と集落景観	1件
重要伝統的建造物群保存地区の選定 <small>し たつでんとうてきけんぞうぶつぐんほ ぞんちく</small> ・たつの市龍伝統的建造物群保存地区 等	2件
選定保存技術の選定及び保持者の認定等 <small>び じゆつこうげいひんかざりかなぐ せいさく まつだ きよし</small> ・美術工芸品鋳金具製作 松田聖	1件

登録・記録選択等	502件
登録有形文化財（建造物）の登録 <small>きゅうあかばねだいだんち ごうどう</small> ・旧 赤羽台団地42号棟 等	462件
登録有形文化財（建造物）の抹消 <small>うめび じんしゆぞうせいまいしよ</small> ・梅美人酒造精米所 等	23件
登録有形文化財（美術工芸品）の登録 <small>きんだいきょうか しょかんけいし りょう たまがわがくえんしゆうしゆう</small> ・近代教科書関係資料（玉川学園収集）	2件
登録有形民俗文化財の登録 <small>む こ がわじよし だいがくきんだい せいかつし りょう</small> ・武庫川女子大学近代衣生活資料 等	2件
登録記念物の登録 <small>きゅうはやしし ていえん</small> ・旧 林氏庭園 等	8件
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択 <small>はまどお はまお</small> ・浜通りのお浜下り 等	5件
現状変更等	1,827件
国宝・重要文化財（建造物）の現状変更の許可	9件
国宝・重要文化財（美術工芸品）の現状変更の許可	1件
特別史跡名勝天然記念物・史跡名勝天然記念物の現状変更の許可	1,813件
重要文化財（美術工芸品）の買取り	4件
文化財保存活用地域計画・重要文化財保存活用計画等	16件
文化財保存活用地域計画の認定	9件
重要文化財（建造物）の保存活用計画の認定	6件
史跡名勝天然記念物の保存活用計画の認定	1件

2. 今後の課題

- 来期も引き続き、国宝・重要文化財の指定等に係る調査審議を行う。

○国宝（建造物）の指定

きゅうかいちがっこうこうしや
旧開智学校校舎 1棟

【所有者】

松本市（長野県松本市）

旧開智学校校舎は、明治9年に地元の大工立石清重^{たていしせいじゅう}により建設された学校建築である。立石は建設に先立って東京や横浜に赴き、当時最新の洋風建築の情報を収集した。木造2階建てで、正面中央に二層の車寄^{くるまよせ}をつけ、その上方に八角形の塔屋^{とうや}を載せる。車寄は正面に龍の彫刻、上部の露台に瑞雲^{ろだいずいうん}の彫刻を飾り、その上の唐破風屋根に天使の彫刻を付した額を掲げる。外壁は漆喰塗^{しっくいぬり}で、腰石積と隅石積を鼠漆喰^{ねずみしっくい}で擬似的に表現し、縦長窓を等間隔に並べるなど、洋風を基調としながら我が国の伝統意匠を織り交ぜる。内部は中廊下で動線を確保し、級別授業に対応した教室や広い講堂、教員控所^{ひかえじよ}などを整然と配置する。

旧開智学校校舎は、明治初期に地元の大工^{だいこく}が最新の洋風建築を模範とし、伝統技術を駆使して建設した学校建築である。和洋の要素を用いて独創性豊かで優れた意匠の校舎に再構築するとともに、全国で盛行した擬洋風校舎^{ぎようふう}の中でも先駆的な計画性と高い完成度を備えている。近代化を推進した開化期の洋風建築受容を示し、近代教育の黎明を象徴する最初期の擬洋風学校建築として、深い文化史的意義を有している。



○特別史跡の指定

埼玉古墳群

【所在地】

埼玉県行田市

5世紀末から7世紀初頭にかけて大宮台地の先端に築かれた古墳群。墳長120mの稲荷山古墳^{いなりやまこふん}、墳長132mの二子山古墳^{ふたごやまこふん}、墳長107mの鉄砲山古墳^{てっぽうやまこふん}を上位に、墳長73mの瓦塚古墳^{かわらづかこふん}、墳長66mの奥の山古墳^{おくやまこふん}、墳長90mの古墳^{こふん}、墳長54mの愛宕山古墳^{あたごやまこふん}、墳長79mの中の山古墳^{なかやまこふん}の8基の前方後円墳と、直径105mの円墳である丸墓山古墳^{まるはかやまこふん}、稲荷山古墳の周辺に築かれた多数の小型の円墳からなる階層構造をなす。当該時期の古墳群として全国的にも突出した規模を誇り、形態に強い規格性を持つ古墳が階層性をもって継続して築造されており、古墳時代を代表する地域首長層の階層構造やヤマト政権との関係等の政治的動向、首長墓の展開を継続的に追究できる点で重要。稲荷山古墳や將軍山古墳出土の副葬品は中国大陸や朝鮮半島との交流の実態を物語るとともに、稲荷山古墳出土の辛亥年の紀年銘を持つ金錯銘鉄剣^{しんがいねん}は古墳時代研究に欠くことのできない資料として他の稲荷山古墳出土副葬品とともに国宝に指定されている。

調査・整備・活用の取組を長期にわたり継続し優れた実績を上げてきており、我が国文化の象徴たる史跡として極めて重要。



○重要無形文化財の指定

重要無形文化財「歌舞伎音楽竹本」保持者 柳瀬 信吾 (芸名 竹本 葵 太夫)

歌舞伎音楽竹本は歌舞伎の舞台で用いられる義太夫節である。竹本は俳優の演技と密接に関わり、それを支え引き立てる点で特別の技術が必要であり、歌舞伎を構成するために極めて重要な要素となっている。

柳瀬信吾氏は、昭和35年に東京都大島町に生まれ、同54年に国立劇場伝統芸能伝承者養成「歌舞伎音楽（竹本）」研修第3期生となった。研修中の同年、同人は初世竹本扇 太夫からその前名を譲られ2世竹本葵 太夫を名乗り、国立劇場7月歌舞伎鑑賞教室公演において初舞台を務めた。早くから重要な場面を務める機会を得つつ着実に芸歴を重ね、とりわけ平成に入ると6世中村歌右衛門（重要無形文化財「歌舞伎女方」（各個認定）保持者）から多く依頼を受けるなど、その力量は斯界において重要な位置を占めるようになった。

常に先人の教えを重視し、研究に余念のない同人の舞台に対する姿勢は、歌舞伎俳優や他の演奏者から、厚い信頼を得ている。こうした同人の活動成果に対しては、第4回松尾芸能賞新人賞、昭和61年度（第37回）芸術選奨文部大臣新人賞、第37回伝統文化ポーラ賞優秀賞などが贈られている。



柳瀬信吾氏



演奏中の柳瀬信吾氏

文化政策部会における審議状況と今後の課題

1. 審議状況

当部会は、平成 30 年 3 月に閣議決定された、文化芸術推進基本計画（第 1 期）（以下「基本計画」）のフォローアップとして、以下の施策に関するワーキンググループを設置し、各事業のグッドプラクティスを蓄積しつつ、進捗状況を把握するために必要な指標開発・データ等について議論を行った。

1. 子供の芸術教育・体験の充実

○芸術による子供育成総合事業

○伝統文化親子教室事業

2. 博物館・文化施設の振興と専門人材育成

○博物館を中核とした文化クラスター形成事業

○博物館専門人材の研修事業

2. 今後の課題

引き続き、文化行政の動向、及び基本計画のフォローアップについて調査審議を行う予定。

美術品補償制度部会における審議状況と今後の課題

1. 第9期美術品補償制度部会における審議状況

○文部科学大臣は、美術館における展覧会の主催者と、「補償契約」（展覧会のために借り受けた美術品の損害を政府が補償する契約）を締結しようとする場合に、文化審議会の意見を聴くこととされている（展覧会における美術品損害の補償に関する法律）。対象となる展覧会は、不特定かつ多数の者に鑑賞機会を提供するものであり、美術品の評価額の合計が50億円を超えるものであること等の要件が付されている。

○今期の美術品補償制度部会では、申請のあった以下の展覧会4件について、補償契約を締結することが適当である旨の答申を行い、契約を締結した。

No.	展覧会名	開催施設（開催期間）
1	国立西洋美術館開館60周年記念 松方コレクション展	国立西洋美術館 (令和元年6月11日～令和元年9月23日)
2	コートールド美術館展 魅惑の印象派	東京都美術館 (令和元年9月10日～令和元年12月15日) 愛知県美術館 (令和2年1月3日～令和2年3月15日) 神戸市立博物館 (令和2年3月28日～令和2年6月21日)
3	「オランジュリー美術館コレクション ルノワールとパリに恋した12人の画家 たち」展	横浜美術館 (令和元年9月21日～令和2年1月13日)
4	ピーター・ドイグ展	東京国立近代美術館 (令和2年2月26日～令和2年6月14日)

2. 今後の課題

○引き続き、補償契約の締結の適否に関する個別審議を行い、併せて本制度の異なる推進を図るため、制度の改善方策について検討を行う予定。

世界文化遺産部会における審議状況と今後の主な課題

1. これまでの審議状況

○ 世界文化遺産部会の調査審議について

本部会においては、令和元年度の世界文化遺産推薦候補として、昨年度の文化審議会の答申内容をそのまま引き継ぐことを基本とし、昨年度の文化審議会で選定されていた「北海道・北東北の縄文遺跡群」^{ほっかいどう きたとうほく じょうもんいせきぐん}について、進捗状況等の確認を行った結果、「北海道・北東北の縄文遺跡群」を選定することを答申した。

また、選定された「北海道・北東北の縄文遺跡群」^{ほっかいどう きたとうほく じょうもんいせきぐん}については、推薦書案を審議し、日本政府から推薦されることについて文化審議会として了承した。

2. 今後の課題

○ 引き続き、世界遺産条約の実施に関する事項について調査審議を行う予定。

無形文化遺産部会における審議状況と今後の主な課題

1. これまでの審議状況

○ 無形文化遺産部会の調査審議について

本部会においては、令和元年度の無形文化遺産推薦候補について、未審査案件の進捗状況等の確認を行った結果、「風流踊」を選定することを答申した。「風流踊」は「チャッキラコ」の拡張提案で、「綾子踊」を含む37件の国指定重要無形民俗文化財で構成される。

また、選定された「風流踊」について審議し、日本政府から推薦されることについて文化審議会として了承した。

2. 今後の課題

○ 引き続き、無形遺産保護条約の実施に関する事項について調査審議を行う予定。

博物館部会における審議状況と今後の課題

1. これまでの審議状況

○ 博物館の振興に関する事項について調査審議を行うため、令和元年11月に博物館部会を設置し、今年度は下記のとおり議論を進めた。

- 第1回（令和元年11月8日）
主な議題：1. 部会長等の選任
2. 文化審議会博物館部会運営規則等
3. ICOM 京都大会について（報告）
4. 博物館制度全般について
- 第2回（令和元年12月9日）
主な議題：1. 地域の公立博物館について
2. 博物館に係る法律の俯瞰について
- 第3回（令和2年1月17日）
主な議題：1. 学芸員養成について
2. 令和2年度文化庁予算等について
3. 文化施設を中心とした文化観光の在り方に関する検討会議の検討状況について

2. 今後の課題

○ 前回の博物館法改正に関する議論を踏まえた検討や、ICOM 京都大会等の国際的な議論や博物館の今日的課題等を踏まえた博物館の振興施策についての調査審議を継続する。